

＜受検資格緩和後 受検資格要件＞

◇レストランサービス技能検定の受検資格

＜1級の受検資格＞

第1条 レストランサービス職種技能検定1級の学科試験の受検資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① レストラン等における料飲サービス業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。
- ② レストランサービス職種技能検定2級に合格した者で、その後当該サービス業務に関し、2年以上の実務の経験を有する者。
- ③ レストランサービス職種技能検定3級に合格した者で、その後当該サービス業務に関し、4年以上の実務の経験を有する者。
- ④ HRSが承認した、学校教育法による大学、短期大学、専修学校、専門学校、高等学校において、レストラン等における規定の料飲サービスに関する課程を修めて卒業した者で、その後当該サービス業務に関し5年以上の実務の経験を有する者。
- ⑤ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める職業訓練校において、レストラン等における料飲サービスに関する訓練を修了した者で、その後当該サービス業務に関し5年以上の実務の経験を有する者。

2. レストランサービス職種技能検定1級の実技試験の受検資格を有する者は、1級の学科試験に合格した者とする。ただし、学科試験に合格した日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までに行われる実技試験を受検する場合に限るものとする。

＜2級の受検資格＞

第2条 レストランサービス職種技能検定2級の学科試験の受検資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① レストラン等における料飲サービス業務に関し2年以上の実務の経験を有する者。
- ② レストランサービス職種技能検定3級に合格した者。
- ③ HRSが承認した、学校教育法による大学において、レストラン等における規定の料飲サービスに関する課程を修めて卒業した者。
- ④ HRSが承認した、学校教育法による短期大学、専修学校、専門学校、高等学校において、レストラン等における規定の料飲サービスに関する課程を修めて卒業した者で、その後当該サービス業務に関し1年以上の実務の経験を有する者。

- ⑤ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める職業訓練校において、レストラン等における料飲サービスに関する訓練を修了した者で、その後当該サービス業務に関し1年以上の実務の経験を有する者。
2. レストランサービス職種技能検定2級の実技試験の受検資格を有する者は、1級又は2級の学科試験に合格した者とする。ただし、学科試験に合格した日から起算して2年を経過する日の属する年の末日までに行われる実技試験を受検する場合に限るものとする。

< 3級の受検資格 >

第3条 レストランサービス職種技能検定3級の学科試験の受検資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① レストラン等における料飲サービス業務に関し1年以上の実務の経験を有する者。
 - ② HRSが承認した、学校教育法による大学、短期大学、専修学校、専門学校、高等専門学校において、レストラン等における規定の料飲サービスに関する課程を修めて卒業した者。
 - ③ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める職業訓練校において、レストラン等における料飲サービスに関する訓練を修了した者。
 - ④ 前②号に掲げる課程を修めて卒業する見込みのある者、又は、③号に掲げる職業訓練を修了する見込みのある者で、一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会 会長が認めた者。
2. レストランサービス職種技能検定3級の実技試験の受検資格を有する者は、1級、2級又は3級の学科試験に合格した者とする。ただし、学科試験に合格した日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までに行われる実技試験を受検する場合に限るものとする。
3. 受検資格の具体的運用（HRS 承認校に限る）

1 学科試験実施前

- ア レストラン等における料飲サービスに関する課程を、1学年で規定されたものを修め、2学年時の学科試験受検実施日までに、2学年で規定されたものを修める見込みがあり、かつ、卒業する見込みのある者として学校等が承認した者は、学科試験を受検申請できる。
- イ 学科試験実施前に退学の場合は、アを満たさないため学科試験を受検申請できない。

ウ 留年の場合は、アを満たしていれば学科試験に受検申請できる。(但し、翌年度に卒業の見込みがある者として学校等が承認した場合とする。)

2 実技試験実施前

ア レストラン等における規定の料飲サービスに関する課程を全て修め、学科試験に合格し、かつ、卒業する見込みのある者として、学校等が承認した者は実技試験に受検申請できる。

イ 実技試験実施前に退学の場合は 2-アを満たさないので実技試験に受検申請できない。尚、1-アの資格での学科試験合格についてはこれを取り消さない。

ウ 留年の場合は、2-アを満たしていれば実技試験に受検申請できる。(但し、翌年度に卒業の見込みがある者として学校等が承認した場合とする。)

3 実技試験終了後

2-アの資格で実技試験に合格した場合は、この時期に留年・退学があっても合格は取り消さない。

*2022年6月17日「3. 受検資格の具体的な運用（HRS 承認校に限る）」を追記・運用する。

受検対象者	等級区分等	受検に必要な実務経験年数				
		1級		2級		3級
		2級 合格後	3級 合格後	2級 合格後	3級 合格後	
実務経験のみ	7			2		1
大学卒業	5			0		0
短期大学卒業／専修学校卒業 専門学校卒業／高等学校卒業 職業訓練校 訓練修了	5	2	4	1	0	0

* 各種学校は HRS が承認した学校・課程、又は、職業訓練校に限る。

* レストランサービス技能検定試験に合格した者の、その後の実務経験年数は、レストランサービス技能士の
実技試験合格発表日から計算すること。

(例) 2024年12月21日実技試験に合格した2級レストランサービス技能士が、1級レストランサービス技能検定試験を受検する場合、受検資格が生じるのは、2級取得後満2年以上を経たからであり、2026年12月21日以降となる。よって2027年度より1級レストランサービス技能検定試験の受検資格が得られる。

* アルバイト・パートの場合、勤務時間述べ1,700時間を1年分の職歴に換算します。